

住民監査請求の受理及び陳述の実施について

浜松市監査委員は、地方自治法第 242 条第 1 項による住民監査請求を令和 8 年 7 月 13 日付けで収受し、7 月 24 日に受理しました。

また、これに伴い、地方自治法第 242 条第 7 項及び第 199 条第 8 項に基づく請求人及び所管課職員の陳述を実施します。

1 請求人 A 氏

2 請求の対象

対象支出：客引き行為等の禁止等に関する条例を絶対遵守させるために雇用した会計年度任用職員に対する令和 2 年 4 月分から令和 8 年 5 月分までの報酬の支出(計 62,943,436 円)

3 請求の要旨

雇用した会計年度任用職員は、22 時 10 分までの勤務にも関わらず、21 時に退勤しているため、当該会計年度任用職員に対する令和 2 年 4 月分から令和 8 年 5 月分までの報酬は、憲法を含む種々の法令違反、契約違反があり、違法。また、最小の費用で最大の効果を発揮する合理性に反し、不当。

(1) 会計年度任用職員

- ・会計年度任用職員は、22 時 10 分までの勤務にも関わらず、21 時に退勤。その行為は、一部の者（自ら又は所属する課を含む）の奉仕者となっており、憲法違反
- ・全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。地方公務員法違反
- ・民法第 1 条第 3 項信義則違反
- ・勤務実態を偽った契約違反

(2) 浜松市市民生活課の職員

- ・全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。地方公務員法違反
- ・最小の経費で、最大の効果（客引き根絶）を実現していない。地方自治法違反

(3) 浜松市

- ・最小の経費（勤務実態に即応した給料支給ではない）で、最大の効果（客引き根絶）も、両方とも実現できなかった。地方自治法違反
- ・虚偽勤務実態を創出し、そのまま報告し、報酬を満額受け取る人物らを採用し続けた行為。

(4) 浜松市議会及び浜松市議会議員全員

- ・最小の経費（勤務実態に即応した給料支給ではない）で、最大の成果（客引き根絶）も、両方とも実現できていない行政を、適法に監視してこなかった（職務怠慢）の

に「自分たちは正しい」と思い続けてきたこと。地方自治法違反

上記の違法な契約履行に関して、報酬を支払う違法な事務の処理は、無効である。

4 監査委員に求める措置

- ・支出した全額のうち、職務放棄した時間に当たる給料等を、該当する職員に対して、返還請求をせよ。
- ・客引き条例の絶対遵守による客引き根絶のため、まずは最低限、募集要項の契約通り 22 時 10 分まで勤務させ、その報告書の提出を徹底させよ。
- ・①13 時 30 分から 22 時 10 分までの勤務、②週 30 時間（週休 3 日）、③3 人の任用職員勤務、現時点の契約事項を遵守したうえで、どのように振り分け、配置すれば、客引き行為等の根絶を実現できるか、議員も含めた行政監視のもと、新たに計画を立案し、実行させること。
- ・また、次年度以降は、上記①②③すら全て見直すこと。例えば、
 - ①18 時から 24 時までの勤務とする
 - ②週休 2 日にして勤務日を 5 日に増やす
 - ③1 人勤務を実施し、現在の水、木、日曜日のように、職員不在日を根絶する
- ・虚偽勤務実態を創出し、市民を欺き給料を受け取った任用職員を即時辞めさせ、使命達成する別の者を採用すること。60 過ぎた（硬くなった餅）人間の性根、正されるとは到底思われない。勤務時間中に屈伸している者もいた。見回りが機能せず、屈伸のために給料が払われるのではない。客引きの根絶が使命。使命を果たせぬ者に居場所を与えてはならない。
- ・浜松市の全ての職員（約 6,000 人）を巻き込み、客引き根絶を必ず達成すること。市長は、職員に、まちなかに飲みに行くことを推奨している。長の指示を遵守しようとする職員なら、有楽街に出ているということである。その際、通常の間人として目が機能していれば、「客引き」がうろうろしていることに気づかないわけがない。その場で「客引き」に声をかけることはできないのかもしれないが、その場で市役所守衛室に電話、または、翌出勤日に、市民生活課に、情報を共有することはできる。容易だ。こんな簡単で、金のかからないことをしようとしなないことは、職員による職務怠慢である。
- ・直ちに実行しなければ、浜松市行政が目指すまちなか活性化が、日本一の客引き活性化となり、日本中の市町から笑いものになると心得よ。

5 陳述の実施

(1) 実施日等について

- ・日時：令和 8 年 8 月 17 日(月)

第 1 回 請求人

13 時 30 分開始

第 2 回 所管課職員

14 時 30 分開始



- ・ 場所：市役所本館 8 階 第 3 委員会室
- ・ 内容：第 1 回 請求人による請求内容とその補足説明及び監査委員からの質疑
第 2 回 監査委員からの質疑

(2) 一般傍聴について

- ・ 傍聴人の定員：各回10人
- ・ 傍聴の手続：陳述の傍聴を希望する一般傍聴人は、受付手続をしてください。
この受付は、各回の陳述の開始15分前から開始し、先着順となります。
- ・ 注 意 事 項：傍聴者受付に掲示する留意事項(資料1)を順守されない方は、退場していただくことがあります。

(3) 取材を希望される場合について

- ・ 取材される場合は、当日、直接会場へお越しください(会場入り口の受付名簿への御記入をお願いします。)
※会場の準備の都合上、事前連絡が可能な場合は御連絡をお願いします。
- ・ 撮影は、各回の冒頭のみ可とします。
- ・ 録音は、各回の陳述開始から終了まで可とします。

6 今後の予定

請求人の陳述、監査結果の決定を経て、住民監査請求の収受日の翌日から起算して60日以内(令和8年9月11日まで)に請求人への通知等を行います。

住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。